

社団法人国際農業者交流協会役員報酬規程

制 定 昭和63年4月1日
一部改正 平成 6年7月1日
平成14年7月1日

(総則)

第1条 社団法人国際農業者交流協会定款第18条第2項の規定に基づき、常勤役員に対する報酬等に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員には、役員報酬、通勤手当、特別調整手当及び特別手当を支払うものとする。

(報酬の支払い方法及び支給日)

第3条 役員報酬、通勤手当、特別調整手当は、毎月1回当月分として、その月の16日に支給する。ただし、その日が休日にあたる場合は、順次前日に繰り上げる。

2 特別手当の支給日は、毎年6月、12月及び3月において支給し、支給額はその役員の役員報酬に期末手当の支給割合及び期末手当率と同加算率の合計(1.594)を乗じた額とする。

3 新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給する。

4 常勤役員が離職したときはその日まで、死亡した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

5 役員の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支給する。

(報酬の額)

第4条 役員報酬の月額については30万円から50万円とし、総会の議決を経て定める。

(手当の額)

第5条 通勤手当の月額については4万円を限度とし、支給方法は会長が別に定める。

2 特別調整手当の月額については、役員報酬の月額に0.12を乗じた額とする。

第6条 この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

この規程は、平成14年7月1日から施行する。